



山形県公報

平成16年3月30日(火)
第1529号
毎週火・金曜日発行

目 次

議 会 関 係

規 則

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	386
--	-----

規 則

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	(新行財政システム推進課) ... 387
山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則.....	(同) ... 同
山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	(環境整備課) ... 388
山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則.....	(産業政策課) ... 390
山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則.....	(工業振興課) ... 391
山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則.....	(同) ... 396
山形県農産物残留農薬分析受託規則の一部を改正する規則.....	(農業技術課) ... 397
山形県財務規則の一部を改正する規則.....	(出 納 局) ... 同

訓 令

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令.....	(人 事 課) ... 同
山形県建設工事検査規程の一部を改正する訓令.....	(出 納 局) ... 398

告 示

昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正.....	(環境保護課) ... 同
悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定.....	(同) ... 399
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉企画課) ... 405
生活保護法による指定医療機関の指定.....	(同) ... 同
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....	(同) ... 406
生活保護法による指定介護機関の休止の届出.....	(同) ... 同
生活保護法による指定介護機関の指定.....	(同) ... 同
山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....	(同) ... 407
山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....	(児童家庭課) ... 408
山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額の改正.....	(工業振興課) ... 同
県営土地改良事業計画の変更.....	(最上総合支庁農村計画課) ... 413
同.....	(置賜総合支庁農村計画課) ... 414
私有保安林の指定.....	(森 林 課) ... 同
市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) ... 同
都市公園の区域の変更.....	(同) ... 415
土地区画整理組合の認可.....	(同) ... 417
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁西村山総務建築課) ... 同
一般国道の供用の開始.....	(同) ... 418

県道の供用の開始.....	(同)	... 419
道路の区域の変更.....	(最上総合支庁建設総務課)	... 同
一般国道の供用の開始.....	(同)	... 同
県道の供用の開始.....	(同)	... 420
兼用工作物の管理協定の一部変更.....	(同)	... 同
道路の区域の変更.....	(置賜総合支庁建設総務課)	... 同
県道の供用の開始.....	(同)	... 421
道路の区域の変更.....	(置賜総合支庁西置賜総務建築課)	... 同
同	(同)	... 422
県道の供用の開始.....	(同)	... 同

企業局関係

規程

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程.....	同
山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程.....	423
山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....	同

病院事業局関係

規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....	424
山形県病院事業局職員研修規程.....	同

公 告

大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見.....	(商業振興課)	... 425
県営住宅入居者の一般公募.....	(村山総合支庁建築課)	... 同
同	(村山総合支庁西村山総務建築課)	... 427
同	(村山総合支庁北村山総務建築課)	... 429

議 会 関 係

規 則

山形県議会規則第1号

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月30日

山形県議会議長 松 浦 安 雄

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則
政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年12月山形県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

規 則

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第24号

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年12月県規則第86号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第25号

山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 山形県情報公開条例施行規則（平成10年 3月県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「公務員」を「公務員等」に改める。

第2条 山形県情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第4条第2項第4号」を「第4条第2項第3号」に改める。

第5条第1項を削り、同条第2項中「第6条第1項第2号ホ」を「第6条第1項第2号ロ」に改め、同条第2項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第1項第2号二に規定する規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。

(1) 交際費の支出に関する情報に含まれる当該交際費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、病気等の見舞いに係る支出であって相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合の当該支出に関する情報を除く。

(2) 食糧費（企業管理者においては会議費又は雑費のうち飲食に係る経費。以下同じ。）の支出に関する情報に含まれる当該食糧費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、当該支出の対象となった個人の職業、地域社会又は私生活における権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

別記様式第1号中

「

公文書の件名 又は内容	
請求者の区分	1 県内に住所を有する者
	2 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 〔事務所又は事業所の名称〕 〔事務所又は事業所の所在地〕
	3 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者 〔事務所又は事業所の名称〕 〔事務所又は事業所の所在地〕
	4 県内に存する学校に在学する者 〔学校の名称〕 〔学校の所在地〕
	5 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者 利害関係の内容 〔 〕

を

」

に改め、

公文書の件名
又は内容

同様式の用紙第1項下及び内容」と、「内容等公文書を付定するために必要な事項」に改め、同様式第2項中「請求者の区分」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の山形県情報公開条例施行規則第5条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の支出に係る公文書について適用する。

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第26号

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成4年7月県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、知事が自らこれを行う場合は、この限りでない。

第5条中「受けた者又は」を「受けた者、」に、「管理者」を「管理者又は法第15条の2の4の規定による届出を行った産業廃棄物処理施設の設置者」に、「廃棄物の」を「一般廃棄物の」に改める。

第11条中「第4項」を「第6項」に、「第14条の3」を「第14条の2第3項」に改める。

第12条の2中「別記様式第10号の2」を「別記様式第10号の4」に改め、同条を第12条の3とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(特例措置による一般廃棄物処理施設の届出)

第12条の2 法第15条の2の4の規定による届出は、別記様式第10号の2による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 省令第12条の7の7第5項の規定による届出は、別記様式第10号の3による届出書を知事に提出して行うものとする。

第14条中「第16条」を「第17条」に改める。

第15条第1項中「第17条」を「第18条」に改める。

第16条中「第18条」を「第19条」に改める。

第18条の表中「(最終処分場及び焼却施設)」を「(政令第7条の2に規定する施設)」に、

再生利用産業廃棄物処理業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業(以下「処理業」という。)に係るもの(処理業を行い、又は行おうとする者の住所又は所在地が県外にあり、かつ、県内に事務所又は事業場を有しない者に係るものを除き、最終処分場及び焼却施設に係るものに限る。)	2	当該処理業を行い、又は行おうとする者の県内の主たる事務所又は事業場の所在地を所管する総合支庁長	を
処理業に係るもの(処理業を行い、又は行おうとする者の住所又は所在地が県外にあり、かつ、県内に事務所又は事業場を有しない者に係るもの並びに最終処分場及び焼却施設に係るものを除く。)	1	当該処理業を行い、又は行おうとする者の県内の主たる事務所又は事業場の所在地を所管する総合支庁長	」

再生利用産業廃棄物処理業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業(以下「処理業」という。)に係るもの(処理業を行い、又は行おうとする者の住所又は所在地が県外にあり、かつ、県内に事務所又は事業場を有しない者に係るものを除く。)	1	当該処理業を行い、又は行おうとする者の県内の主たる事務所又は事業場の所在地を所管する総合支庁長	に改め、
---	---	---	------

「(当該事業者の住所又は所在地が県外にあり、かつ、県内に事務所又は事業場を有しない者に係るものを除く。)」を削る。

別記様式第3号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「代表者氏名」を「代表者氏名（記名押印又は署名）」に改め、「印」を削る。

別記様式第4号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「代表者氏名」を「代表者氏名（記名押印又は署名）」に改め、「印」を削り、「第7条第3項第4号イからチまで」を「第14条第5項第2号イからへまで」に改める。

別記様式第6号及び別記様式第7号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「代表者氏名」を「代表者氏名（記名押印又は署名）」に改め、「印」を削る。

別記様式第8号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「代表者氏名」を「代表者氏名（記名押印又は署名）」に改め、「印」を削り、「第7条第3項第4号イからチまで」を「第14条第5項第2号イからへまで」に改める。

別記様式第9号及び別記様式第10号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「代表者氏名」を「代表者氏名（記名押印又は署名）」に改め、「印」を削る。

別記様式第10号の2中「代表者氏名」を「代表者氏名（記名押印又は署名）」に改め、「印」を削り、同様式を別記様式第10号の4とし、別記様式第10号の次に次の2様式を加える。

様式第10号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名（記名押印又は署名）
（電話番号）

一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出書

産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 2 産業廃棄物処理施設の種類
- 3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 4 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力
（最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられているものを除く。）の面積及び残余の埋立容量）
- 6 産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件
- 7 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み
- 8 一般廃棄物の処理開始予定年月日

添付書類

- 1 産業廃棄物処理施設に係る設置又は変更許可証の写し
- 2 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては次のいずれかの書類
 - (1) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処分業の許可証の写し
 - (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者であることを示す書類
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し

様式第10号の3

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名(記名押印又は署名)
(電話番号)

一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る変更(廃止)届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 2 産業廃棄物処理施設の種類
- 3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 4 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定による届出の年月日
- 6 変更(廃止)の年月日
- 7 変更の内容又は廃止の理由

添付書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第4項の規定により交付された受理書

別記様式第11号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「代表者氏名」を「代表者氏名(記名押印又は署名)」に改め、「印」を削る。

別記様式第13号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「代表者氏名」を「代表者氏名(記名押印又は署名)」に改め、「印」を削り、「第17条」を「第18条」に改める。

別記様式第14号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「代表者氏名」を「代表者氏名(記名押印又は署名)」に改め、「印」を削り、「第18条」を「第19条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第27号

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業創造支援センター条例施行規則(平成11年 5月県規則第58号)の一部を次のように改正する。

別表 1 施設の項の表中	第 1 研究開発室、第 2 研究開発室及び第 3 研究開発室	を	第 1 研究開発室及び第 2 研究開発室	に、「及び第10新規創業
	第 4 研究開発室及び第 5 研究開発室		第 3 研究開発室及び第 4 研究開発室	
	第 6 研究開発室		第 5 研究開発室	
	第 7 研究開発室		第 6 研究開発室	

室」を「、第10新規創業室及び第11新規創業室」に、

第11新規創業室	を	第12新規創業室及び第13新規創業室	に改め、同表の備考中「、第 2 研究開発室及び
----------	---	--------------------	-------------------------

第3研究開発室」を「及び第2研究開発室」に、「第4研究開発室及び及び第5研究開発室」を「第3研究開発室及び第4研究開発室」に、「第6研究開発室」を「第5研究開発室」に、「第7研究開発室」を「第6研究開発室」に、「第11新規創業室」を「第12新規創業室及び第13新規創業室」に改め、同別表2設備の項の表中

コンピュータグラフィックス制作・CADシステム（一般用）	1,500円	を
ビデオ映像変換機	2,800円	

コンピュータグラフィックス制作・CADシステム（一般用）	1,500円	に、
------------------------------	--------	----

カールスキャナー	を	カールスキャナー	に、
3次元スキャナー			

高精細カラープリンタ	360円	を
大型紙対応カラープリンタ	240円	
スライドフィルム制作機		
CD-ROMライター	200円	

高精細カラープリンタ	460円	に改める。
大型紙対応カラープリンタ	日本工業規格B0の用紙を用いる場合にあっては1,000円、日本工業規格A0の用紙を用いる場合にあっては800円	

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1設備の項の規定は、この規則の施行の日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第28号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1

部 門	機 械 及 び 器 具	単 位	金 額
織 維	染色装置	30分	670円

	繊維引張試験機	30分	480円
	自動強伸度試験機	30分	390円
	染色堅ろう度試験機	30分	450円
木 工	一般木工工作機械(のこ盤、かんな盤、角のみ盤、面取り機、木工旋盤、ベルトサンダー、コーナーロッキング、ほぞ取り盤、ルーターマシン等)	30分	180円
	一般木工プレス機械(組立プレス、フラッシュプレス等)	30分	40円
	低温恒温恒湿機	1時間	1,930円
窯業建材	粉碎、土練機	30分	400円
	エックス線回折装置	30分	840円
	粒度分布測定装置	1時間	1,650円
	パン型造粒機	1時間	630円
	熱定数測定装置	1時間	2,330円
	細孔分布測定装置	1時間	2,330円
	密度測定装置	1時間	1,110円
	加圧成形機	1時間	740円
情報検索	パソコン及び周辺機器	1分	410円
機械電子	複合環境試験装置	30分	1,000円
	温湿度環境試験装置	30分	750円
	振動試験装置	30分	250円
	簡易試験装置	30分	200円
工業材料	超高分解能走査電子顕微鏡	30分	340円
	原子間力顕微鏡	30分	1,010円
	材料試験機	30分	1,000円
	走査型電子顕微鏡	30分	530円

	エネルギー分散型エックス線分析装置	30分	460円
	硬さ試験機	30分	360円
	微小硬度計	30分	210円
	エックス線テレビシステム	1時間	2,080円
	マイクロフォーカスエックス線検査装置	30分	680円
機 械 加 工	超精密加工機	30分	2,320円
	A T C 付 N C 立型ミーリングマシン	30分	2,000円
	N C 金型磨き装置	30分	1,800円
	N C 創成放電加工機	30分	2,100円
	ワイヤーカット放電加工機	30分	1,500円
	N C 形彫放電加工機	30分	2,000円
	細穴放電加工機	30分	900円
	紙積層造形装置	30分	2,570円
機 械 計 測	精密測定器	30分	910円
	三次元測定機	30分	1,190円
	表面粗さ輪郭形状測定機	30分	1,170円
	レーザー干渉計システム	30分	1,180円
	真円度測定機	30分	1,050円
	画像測定機	30分	1,180円
	三次元表面構造解析顕微鏡	30分	1,820円
	万能測長機	30分	690円
	万能測定顕微鏡	30分	540円
高分子材料加工	射出成形機	30分	600円
	アイゾット衝撃試験機	1時間	330円

	混練押出機	1時間	2,210円
	荷重たわみ温度試験機	1時間	660円
	熱プレス	1時間	620円
	メルトフローテスター	1時間	430円
	射出成形CAEシステム	1時間	1,080円
	樹脂流動計測解析装置	1時間	860円
食 品	生物顕微鏡システム	30分	370円
	凍結乾燥機	1時間	610円
金 属 材 料	画像解析装置	30分	330円
	試料埋込機	30分	410円
	光学顕微鏡	30分	390円
	試料切断機	30分	510円
	大気焼成炉	1時間	1,700円
	雰囲気可変焼成炉	1時間	1,900円
	金属溶解炉	1時間	3,130円
	凝固解析装置	1時間	810円
	自動研磨装置	30分	540円
分 析	蛍光エックス線分析装置	1時間	2,530円
	炭素・硫黄分析装置	30分	1,220円
	ピーエッチ・メータ	30分	660円
	マイクロウェーブ分解装置	1時間	2,930円
	原子吸光分析装置	30分	810円
	可視紫外分光光度計	30分	400円
化 学	塩水噴霧試験機	24時間	3,260円

マイクロマシニング	アートワーク作成装置	1時間	1,460円
	スピンドーター	30分	480円
	両面アスクアライナ	1時間	2,770円
	スパッタリング装置	1時間	2,430円
	化学蒸着薄膜処理システム	1時間	5,010円
	真空蒸着装置	1時間	2,450円
	酸化拡散炉	1時間	2,560円
	異方性ドライエッチング装置	1時間	1,600円
	プラズマエッチング装置	30分	630円
	ダイシングソー	30分	2,110円
	ワイヤボンダ	30分	680円
	ホール効果測定装置	30分	550円
	光学式膜厚計	30分	620円
	レーザ加工装置	1時間	1,290円

（注） 使用の単位がこの表の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

別表第2

部 門	機 械 及 び 器 具
織 維	圧縮試験機、ドライ収縮試験機、セット仕上げ機、カラーアナライザー、高分子繊維複合素材分析装置
工 業 材 料	材料試験機、硬さ試験機、エックス線テレビシステム
金 属 材 料	金属顕微鏡
分 析	赤外分光光度計、蛍光エックス線分析装置、ドラフトチャンパー、中央実験台
食 品	微弱発光計測装置、食品テクスチャーアナライザー、ガスクロマトグラフストマッカー、クリーンベンチ、高圧蒸気滅菌器、角型真空定温乾燥器

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第29号

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は特別研究室」を「、特別研究室、第1事業化支援室、第2事業化支援室又は第3事業化支援室」に改める。

別表中

「	発光パターン計測装置		1,520円	を
	ピコ秒蛍光寿命測定装置		1,840円	
」				
「	発光パターン計測装置		1,520円	に、
」				
「	超音波顕微鏡		2,090円	を
」	光パラメトリック発振レーザーシステム		2,090円	
「	超音波顕微鏡		2,090円	に、
」				
「	フーリエ変換核磁気共鳴装置		19,140円	を
」				
「	フーリエ変換核磁気共鳴装置		19,140円	に改める。
」	光パワーメータ		1,100円	
	非接触三次元測定装置		3,150円	
	環境制御型電子顕微鏡		3,840円	
	コンフォーカル顕微鏡		2,710円	
	微小部応力測定装置		6,820円	
	平面度測定解析装置		3,580円	
加工設備	超精密非球面研削盤	1時間あたり	13,270円	
	超精密マイクロ加工機		15,550円	
	超高速加工機		6,200円	
	高精度溝加工機		5,660円	
」				

別記様式第1号の備考第2項中「又は特別研究室」を「、特別研究室、第1事業化支援室、第2事業化支援室又は第3事業化支援室」に改める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

山形県農産物残留農薬分析受託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

山形県知事 高橋和雄

山形県規則第30号

山形県農産物残留農薬分析受託規則の一部を改正する規則

山形県農産物残留農薬分析受託規則(平成15年4月県規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表中「食用ぎく」を「食用ぎく、メロン、トマト、なす、ねぎ、はくさい、せいさい、ほうれんそう、だいこん、えだまめ」に、「かき」を「かき、日本なし」に、「5成分」を「10成分」に改める。

	「2 生産地		「2 分析成分	
別記様式第1号中	3 生産者	を	3 生産地	
	4 分析を必要とする事由」		4 生産者	に改める。
			5 分析を必要とする事由」	

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

山形県知事 高橋和雄

山形県規則第31号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第125条第3項第1号イ中「建設業法第27条の27第1項に規定する経営事項審査の結果」を「建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値」に、「この項において「経営事項審査結果通知書」を「総合評定値通知書」に改め、同項第2号イ及び第3号二中「経営事項審査結果通知書」を「総合評定値通知書」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 平成16年度及び平成17年度において建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に係る改正後の第125条第3項第1号イ、第2号イ及び第3号二の規定の適用については、同項第1号イ中「写し」とあるのは、「写し又は公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第96号)第2条の規定による改正前の建設業法第27条の27第1項に規定する経営事項審査の結果を記載した書面(以下「経営事項審査結果通知書」という。)の写し」と、改正後の第125条第3項第2号イ及び第3号二中「写し」とあるのは「写し又は経営事項審査結果通知書の写し」とする。

訓 令

山形県訓令第5号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月30日

山形県知事 高橋和雄

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程(昭和33年5月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の3の表中「所長、副所長、行政主査及び主査」を「役員職員」に改める。

第3条第2号イ(イ)中「6,540円」を「6,320円」に改める。

附則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

山形県訓令第6号

庁 中
出 先 機 関

山形県建設工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県建設工事検査規程の一部を改正する訓令

山形県建設工事検査規程(昭和55年4月県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別に定めるものを除く。」を削り、同条2項中「2,000万円超の完成検査等に係る建設工事以外」を「1件の設計金額が2,000万円以下」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特殊な工法等による工事で、工事検査室長が特に必要があると認めたものの完成検査、一部完成検査及び中間検査は、出納局工事検査室の職員が行うものとする。

第5条に次の後段を加える。

この場合において、立会い者は検査を行う職員(以下「検査員」という。)の指示に従わなければならない。

第7条を次のように改める。

第7条 検査員は、厳正に検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。この場合において、合否の判定がしがたい事項については、検査を命じた者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 検査員は、必要があると認めた場合には、破壊又はその他の特殊な方法により出来形の適否を検査するものとする。ただし、破壊の方法による場合は、破壊の程度は必要最小限にとどめなければならない。

3 検査員は、検査の対象となる建設工事の内容並びに当該工事に係る契約条項及び仕様書等を熟知しておかなければならない。

第8条に次の1項を加える。

2 検査員は、第6条の規定により別に定める基準に基づき、契約担当者、監督職員又は請負者に対し、設計、施工技術等について指導又は指示をすることができる。

第9条中「工事成績を評定し、」を「その結果を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 工事検査室長は、検査(第3条第1項及び第2項ただし書により行うものに限る。)の結果を総括し、その結果を関係部局長に通知するものとする。この場合において、改善を要する事項について、契約担当者に改善を求めることができる。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(委託検査)

第10条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事のうち検査を必要とするもの、市町村等から検査を委託された建設工事の検査及びその他これらに類する建設工事の検査についても、この規程を準用する。

附則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第382号

昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水質類型の指定)の一部を次のように改正する。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

鼠ヶ関川（全域）	A	イ		を
鼠ヶ関川（全域）	A	イ		
馬見ヶ崎川（全域）	A	イ	最上川水域	に改める。
前川（全域）	B	イ		

山形県告示第383号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定による工事その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出を規制する地域を次の第1の1及び第2の1のとおり指定し、同法第4条の規定による当該地域についての規制基準を次の第1の2及び第2の2のとおり定め、平成16年11月1日から施行し、昭和48年4月県告示第429号（悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）は、同年10月31日限り廃止する。

平成16年3月30日

山形県知事 高橋和雄

第1 物質濃度規制に係るもの

1 事業場において発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域

(1) 新庄市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域（以下「用途地域」という。）のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域の区域

(2) 寒河江市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、大字寒河江字古河江、大字高屋字北江、字台下、字下屋敷、字上屋敷、字新屋敷及び字西浦並びに大字島字島東、字島西、字島南、字島北、字島、字皿沼東、字皿沼西、字皿沼南、字皿沼北及び字皿沼の区域

(3) 上山市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち工業地域の区域

(4) 村山市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、楯岡鶴ヶ町一丁目、楯岡鶴ヶ町二丁目、楯岡北町一丁目、楯岡北町二丁目、楯岡湯沢、碁点、大字楯岡字千苺、字蓬田、字西大旦及び字東大旦、大字湯沢字小田、字神田、字長面、字鍛冶屋敷、字小峰、字沢田、字カラメドウ、字屋敷添、字前田、字加藤次及び字ドウ下、大字河島字ウラ、字小沼、字サカイ、字船久保及び字後久保、大字杉島字前田、大字名取字長谷地、字大原及び字蟬田、大字林崎、大字土生田字鳥越、大字大久保字平野、字高橋、字広面、字新宿、字下宿、字上宿、字下原、字上原、字古道、字北口、字西口、字楯、字水ノ出、字東、字南、字市ノ町及び字石田、大字稲下字取上、字西原、字山ノ下、字十二原、字宿屋敷、字川前、字堂ノ前、字平林、

字山ノ外、字松原、字下原、字川口、字ブタイ、字金谷及び字牛ノ尾、字白鳥字楯及び字上野並びに大字湯野沢字郷の区域

(5) 東根市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、神町東三丁目、神町南一丁目、神町南二丁目、大字泉郷元後沢字東原及び字南原、大字野川字本郷、大字若木字若木（自衛隊駐とん地の敷地を除く。）及び字麓、大字羽入字柏原新林、字宿、字横町、字岡及び字藤内、大字野田下、大字蟹沢字白水川、大字東根元東根字本郷、字一本木及び字長塚並びに大字関山字大滝の区域

(6) 尾花沢市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、大字尾花沢字大類谷地、字大導寺、字南原、字七色舟、字中新田、字長根下、字長根山、字横長根山、字赤森山、字荒楯下及び字上新田、大字臈気字裏畑、字家ノ下、字上臈気、字下臈気、字向坂、字東原、字西原及び字下山、大字二藤袋字ヒルカタピラ、字長四郎山、字長森、字浦山及び字トクラ森並びに大字銀山新畑字向山、字野戸、字定新田、字越後沢、字新町、字傾城平、字作助町、字車場、字江戸町、字本町、字南、字北、字延命寺坂、字向平、字高山、字中山、字東、字東山、字不動坂、字東谷ケ森、字熱田堅刈、字鍛冶町、字寅沢及び字牢屋の区域

(7) 南陽市のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域の区域

(8) 河北町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（都市計画法第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区（地場産業としての繊維工業その他の工業の利便の増進を図ることを目的とするものに限る。以下「特別工業地区」という。）を除く。）の区域

ロ B区域 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに特別工業地区の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、谷地字十二堂、字月山堂及び字真木、谷地己並びに田井字荷渡、字下宿、字苧抗田、字曾根、字宿中及び字田中の区域

(9) 西川町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第二種低層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域の区域

(10) 朝日町の地域のうち、次のA区域及びB区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域及び準工業地域の区域

(11) 大江町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域の区域

(12) 小国町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域の区域

(13) 白鷹町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、大字荒砥甲、大字荒砥乙（字尾類雪、字立石、字中峯、字崩、字若布沢、字李坂、字須場、字大日陰、字富沢、字大沢、字青沢、字栃木、字川戸、字二夕朕、字笠平、字大平、字打越、字野長、字高平、字三ツ滝、字鳥谷沢、字大比羅及び字志田の区域を除く。）大字十王字天神、字高橋下、字五反田、字追分、字五反田南、字大門、字大門下、字本宿北、字石橋、字門前、字門前南、字本宿南、字早稲田、字雷、字大門南、字山王南、字本宿、字山王前、字山王、字山王下及び字山王西並びに大字鮎貝（字長峯、字牛転、字唐松巻、字唐松式、字唐松参、字田頭、字花坂巻、字花坂式、字小唐松巻、字小唐松式、字真虫沢、字源八沢、字深山飛地、字作助山、字五味屋敷、字大唐松巻、字大唐松式、字柳ヶ沢巻及び字柳ヶ沢式の区域を除く。）の区域

2 1の指定地域内の事業場において発生する特定悪臭物質の排出の規制基準

(1) 悪臭防止法第4条第1項第1号に規定する規制基準（大気中の濃度の許容限度）

特定悪臭物質	区域の区分 A 区 域	B 区 域	C 区 域
ア ン モ ニ ア	1ピーピーエム	2ピーピーエム	5ピーピーエム
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫 化 水 素	0.02	0.06	0.2
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05	0.2
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4	20
酢 酸 エ チ ル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
ト ル エ ン	10	30	60

スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

(2) 悪臭防止法第4条第1項第2号に規定する規制基準

(1)の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に規定する方法により算出して得た流量を許容限度とする。

(3) 悪臭防止法第4条第1項第3号に規定する規制基準(排出水中の濃度の許容限度)

特定悪臭物	事業場から敷地外に排出される排出水の量	区域の区分		
		A区域	B区域	C区域
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	ミリグラム毎リットル 0.03	ミリグラム毎リットル 0.06	ミリグラム毎リットル 0.2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2	6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2	6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09	0.3

第2 臭気指数規制に係るもの

1 事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域

(1) 米沢市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(特別工業地区を除く)

く。)の区域

□ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに特別工業地区の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域及び都市計画法第5条第1項に規程する都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)のうち用途地域を除く地域並びに都市計画区域を除く他の地域のうち、広幡町大沢、広幡町沖仲、広幡町小山田、広幡町上小菅、広幡町京塚、広幡町成島、下小菅、六郷町桐原、六郷町轟、六郷町長橋、六郷町西江股、六郷町西藤泉、六郷町一漆、大字館山、館山矢子町、大字口田沢、大字神原、大字入田沢、赤芝町、小野川町、大字築沢、大字綱木、大字大平、大字赤崩、大字季山、大字関町、大字立石、大字関、大字関根、大字大沢、大字大小屋、大字板谷、万世町梓山及び万世町刈安の区域

(2) 鶴岡市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域

□ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、大字大宝寺字立野、大字日枝、大字湯田川、大字遠賀原、大字外内島、大字高坂字新沢田、字堰下及び字金沢、大字下清水字打越、字内田元、大字井岡字沢田及び字塔ノ腰、大字水沢字水沢尻及び字中布目、大字大広字山崎、大字西目字殿田、大字大荒字大戸川、大字三瀬字堅田、字越戸、字白山、字殿田、字横町、字宮ノ前及び字獅子畑、由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、大字由良字由良沢、字古四王田、字腰前、字コタ田、字町田、字道田、字楯下、字村上及び字川原田、大字小波渡字浜田、大字堅苔沢字宮田及び字淵ノ上、大字加茂、湯野浜一丁目、湯野浜二丁目、大字湯野浜、大字今泉字大久保及び字真台、大字金沢字向山、大字宮沢字小沢、大字大山字城山、字都沢及び字上柳原、大字菱津字坂ノ下及び字山栢屋、大字栢屋字天保恵並びに大字下川字関根の区域

(3) 酒田市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

□ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域の区域

(4) 長井市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域

□ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域の区域

(5) 天童市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

□ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域の区域

(6) 山辺町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種住居地域及び第二種住居地域(特別工業地区を除く。)の区域

□ B区域 用途地域のうち、準工業地域及び特別工業地区の区域

ハ C区域 都市計画区域のうち用途地域以外の地域及び用途地域のうち工業地域の区域

(7) 中山町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

□ B区域 用途地域のうち、準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域の区域

(8) 大石田町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域

□ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域を除く他の地域のうち、大字大石田字ノ口及び大字今宿字鷺ノ原の区域

(9) 金山町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種住居地域の区域

- B区域 用途地域のうち、近隣商業地域の区域
- ハ C区域 用途地域のうち、工業地域の区域
- ⑩ 最上町の地域のうち、次のA区域及びB区域の全地域
 - イ A区域 用途地域のうち、第一種住居地域の区域
 - B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
- ⑪ 真室川町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域
 - イ A区域 用途地域のうち、第一種住居地域の区域
 - B区域 用途地域のうち、近隣商業地域の区域
 - ハ C区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、大字平岡字片杉野山及び大字新町字塩野の区域
- ⑫ 高畠町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域
 - イ A区域 用途地域のうち、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域
 - B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
 - ハ C区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、大字高畠字上川原、字林崎、字新太夫、字大在家、字日照、字川辺、字杉田、字大方、字洪作、字大睦下、字西北目、字石ヶ森及び字立林、大字泉岡字蝦夷塚、字中道、字熊ノ越、字五輪前、字南表及び字天神森、大字安久津字鷺ノ森及び字若柳、大字相森字村北及び字村前、大字福沢字福沢壺、字福沢式、字福沢四、字福沢七、字鶴巻参及び字鶴巻五、大字糠野目字鎌塚台並びに大字山崎字上在家、字高畑道南中通、字上山崎道西、字高畑道上及び字藤田の区域
- ⑬ 川西町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域
 - イ A区域 用途地域のうち、第二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域の区域
 - B区域 用途地域のうち、近隣商業地域及び準工業地域の区域
 - ハ C区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、大字上小松字中小屋、字美女木、字堅道、字南美女木、字手塚前、字田町尻、字大光院前、字永蓮寺、字平谷地、字二井町前及び字二井町の区域
- ⑭ 余目町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域
 - イ A区域 用途地域のうち、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域
 - B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
 - ハ C区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域の全域の区域
- ⑮ 藤島町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域
 - イ A区域 用途地域のうち、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域
 - B区域 用途地域のうち、近隣商業地域及び準工業地域の区域
 - ハ C区域 用途地域のうち、工業地域の区域
- ⑯ 温海町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域
 - イ A区域 用途地域のうち、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域
 - B区域 用途地域のうち、商業地域及び準工業地域の区域
 - ハ C区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、大字湯温海字湯温海、字岳ノ腰、字紅葉岡、字湯見ヶ代、字湯之里及び字湯之尻の区域
- ⑰ 遊佐町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域
 - イ A区域 用途地域のうち、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域
 - B区域 用途地域のうち、近隣商業地域及び準工業地域の区域
 - ハ C区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、大字遊佐町字上曾根田、字下曾根田、字松葉、字油田、字道ノ下、字石田、字下夕ノ川、字南田筋、字川端、字広表、字沖、字新ラ田、字樋ノ口、字堰端、字南大坪、字神子免、字木ノ下及び字五所ノ馬場、大字小原田字道ノ下、字沼田及び字御所馬場、大字吉出字境田、字和田及び字野添並びに大字吹浦字湯ノ田、字由豆佐山、字澗ノ坂、字西楯、字東楯、字小長坂、字布倉、字横町、字宿町、字川田、字中川原、字苗代、字泉沢、字山王平、字物見峠、字下川原、字吉野森、字渡場、字上川原、字一本木、字小谷地、字内林、字大黒坂道南、字大黒坂道東、字大黒坂道西、字貉堂、字西ノ浜、字赤坂及び字堂屋の区域

(18) 八幡町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

- イ A区域 用途地域のうち、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域
- ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域及び準工業地域の区域
- ハ C区域 用途地域のうち、工業地域の区域

2 1の指定地域内の事業場において発生する悪臭原因物の排出の規制基準

(1) 悪臭防止法第4条第2項第1号に規定する規制基準

区域の区分	A 区 域	B 区 域	C 区 域
臭気指数	12	15	19

(2) 悪臭防止法第4条第2項第2号に規定する規制基準

(1)の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

(3) 悪臭防止法第4条第2項第3号に規定する規制基準

(1)の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。

山形県告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
仁 藤 医 院	村山市楯岡十日町6番地の17	平成14. 7.11
ポ テ ト 調 剤 薬 局 吉 原 店	山形市柳原79街区の8	平成15. 1.17
ポ テ ト メ デ ィ カ ル 調 剤 薬 局	同 中桜田三丁目2番16号	平成16. 3.15

山形県告示第385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指定年月日
は - と & は - と 訪 問 看 護 事 業 所	山形市鳥居ヶ丘14番2号	平成16. 3. 1
り ん ど う 薬 局	東村山郡山辺町大字山辺115番地の6	同 3.15
調 剤 薬 局 ツ ル ハ ド ラ ッ グ 吉 原 店	山形市柳原97番地（79街区の8）	同 3.16
調 剤 薬 局 ツ ル ハ ド ラ ッ グ 中 桜 田 店	同 中桜田三丁目2番16号	同

山形県告示第386号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年 3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
医療法人社団 明山会山形ロイヤル病院	介護療養型医療施設	東根市大森二丁目3番6号	平成15. 9.30
株式会社コムスン 天童ケアセンター	訪問入浴介護	天童市東本町一丁目2番18号	平成16. 2. 1
さふらん長井店	福祉用具貸与	長井市九野本1151番地の1	同 2.29
ケアステーション21新庄支店(有限会社ガイドー)	居宅介護支援 訪問介護 訪問入浴	新庄市十日町柳原1509番地の2	同 3. 1

山形県告示第387号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成16年 3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
有限会社 瀬尾薬局 駅東店	酒田市駅東二丁目4番1号	平成16. 3. 1

山形県告示第388号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成16年 3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
ウォーム・ハート訪問介護事業所	訪問介護	米沢市中央七丁目6番21号佐藤コーポ102号室	平成16. 3. 1
ウォーム・ハート居宅介護支援事業所	居宅介護支援	同	同
みらい福祉用具貸与事業所	福祉用具貸与	同	同
アサヒサンクリーン株式会社 大手町デイサービスセンター	通所介護	新庄市大手町2番地の83	同
訪問介護事業所ケアサービス 東北	訪問介護	尾花沢市大字荻袋1490番地の40	平成16. 3. 3
ケアステーション21新庄	居宅介護支援 訪問介護 訪問入浴介護	新庄市大字松本208番地の3	同
おたふくの家	通所介護	新庄市大字松本208番地の3	同

山形つくしが丘病院	介護療養型医療施設	山形市大字菅沢字魅越255番地	同	3.8
居宅介護支援事業所 友結	居宅介護支援	山形市桜田西一丁目13番9号	同	3.12
さぶらん長井店	福祉用具貸与	長井市九野本1151番地の1	同	
訪問看護ステーション風ぐるま	訪問看護	長井市中道二丁目2番34号大栄ビル3階南西号室	同	3.15
ヘルパーステーション風ぐるま	訪問介護	長井市中道二丁目2番34号大栄ビル3階南西号室	同	

山形県告示第389号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月30日

山形県知事 高橋和雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程（昭和42年7月県告示第697号）の一部を次のように改正する。

第1条中、「社会福祉法人が」を「社会福祉法人（以下「法人」という。）が」に、「社会福祉施設（保育所及び介護老人保健施設を除く。）」を「次項に規定する施設」に、「社会福祉法人に対し」を「法人に対し」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利子補助金の交付の対象とする施設は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設
- (2) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム

第4条の次に次の1条を加える。

（利子補助金の不交付事由）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利子補助金を交付しないことができる。

- (1) 法人が法人の資産を法人の目的以外のものに不当に使用したとき。
- (2) 法人及び法人が経営する事業において法人の経理規程に違反し不正な契約を行ったとき。
- (3) 法人及び法人が経営する事業において介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第9項及び第48条第7項による介護給付の請求に関し不正があつたとき。
- (4) 法人及び法人が経営する事業において身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の5第10項及び第17条の11第10項による支援費の請求に関し不正があつたとき。
- (6) 法人及び法人が経営する事業において知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の6第10項及び第15条の12第10項による支援費の請求に関し不正があつたとき。
- (6) 法人及び法人が経営する事業において児童福祉法第21条の11第10項による支援費の請求に関し不正があつたとき。
- (7) 法人及び法人が経営する事業において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項及び山形県補助金等の適正化に関する規則第2条第1項に規定する補助金等について、その請求に関し不正があつたとき。
- (8) 法人が経営する施設において施設利用者からの預り金の保管及び処理に関し不正があつたとき。
- (9) 法人が経営する施設において社会福祉法第65条に基づく社会福祉施設の設備及び運営の基準に従つて適正な施設の運営ができなくなつたとき。
- (10) 法人が経営する施設において施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要したとき。
- (11) 社会福祉法第31条に定める設立認可申請の資金計画に係る寄附金の履行が確保されなくなつたとき。
- (12) 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担（補助）について（平成3年11月25日厚生省社第409号）に基づく施設整備に係る寄附金の履行が確保されなくなつたとき。

胤 法人運営及び法人が行う事業の運営に関連し、詐欺、横領、背任その他の犯罪行為があつたとき。

- 2 知事は、前項各号のいずれかに該当する場合には、利子補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
2 平成16年4月1日前に借り入れられた借入金及び同日前に、機構より貸付内定通知のあった借入金にかかる利子補助金については、改正後の第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第390号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.7パーセント」を「年0.75パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成16年3月10日から適用する。
2 平成16年3月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第391号

平成13年3月県告示第223号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 試験の項の表を次のように改める。

項 目	試 験 項 目	単 位	金 額
強 度 試 験 工 業 材 料	一般材料試験 （強度、伸び、曲げ等）	1 試験 1 項目	530円。ただし、高度な前処理を要するもの にあつては、2,830円
	硬さ試験	1 試験 1 試料	520円
	硬さ分布試験（最初の10スポット）	1 試験 1 試料	3,200円。ただし、測定点が10を超える場合は、3,200円にその10を超える測定点1点につき320円を加算した額
	衝撃試験	1 試験 1 試料	350円。ただし、常温以外の処理を要するもの にあつては、1,830円
土 木 建 設 材 料	圧縮試験（コンクリート類）	1 試験 1 試料	870円
	曲げ試験（コンクリート類）	1 試験 1 試料	1,690円
	建設用鋼材試験（強度、伸び、曲げ等）	1 試験 1 項目	1,580円

工業製品	側方荷重試験	1 試験	1 試料	3,270円		
	鉛直荷重試験	1 試験	1 試料	3,270円		
	繰り返し試験	1 試験	1 試料	7,370円		
土木製品	大型製品試験 (コンクリート二次製品等)	1 試験	1 試料	5,380円		
種別試験	繊維	一般物性試験(A) (静電気、摩擦、滑脱、より数、ピリング、寸法、変化率、織度等)	1 試験	1 試料	1,070円	
		一般物性試験(B) (水分、重さ、引裂、撥水 ^{はっ} 等)	1 試験	1 試料	900円	
		染色堅ろう度試験(A) (複合堅ろう度、対塩素処理水、対マーセライジング等)	1 試験	1 試料	2,070円	
		染色堅ろう度試験(B) (耐光性、汗、窒素ガス等)	1 試験	1 試料	1,100円	
		染色堅ろう度試験(C) (洗濯、水、熱浸、摩擦、ホットプレス等)	1 試験	1 試料	710円	
		特殊撥水度試験 ^{はっ}	1 試験	1 試料	7,060円	
		遊離ホルマリン試験	1 試験	1 試料	2,220円	
		整染試験	1 試験	1 試料	2,020円	
		繊維定量試験 (油脂分、糊付着量等)	1 試験	1 試料	1,370円	
		織物組織分解試験	1 試験	1 試料	2,940円	
		風合試験	1 試験	1 試料	3,120円	
		鑄物、鑄材料	粒度分布測定試験	1 試験	1 試料	4,050円
			粘土分測定試験	1 試験	1 試料	3,260円
吸水量試験	1 試験		1 試料	4,050円		
細孔分布測定試験	1 試験		1 試料	9,440円		
比表面積測定試験	1 試験		1 試料	19,460円		
食品	物理試験	1 試験	1 試料	2,570円		
	物性試験	1 試験	1 試料	4,830円		
	微生物試験	1 試験	1 試料	5,280円		

土 木 建 設 材 料	透水試験	1 試験	1 試料	1,550円
	単位容積重量試験	1 試験	1 試料	1,510円
	一般物性試験 （比重、吸水量、洗い、不純物、ふるい分け等）	1 試験	1 試料	2,920円
	塩化物含有量試験	1 試験	1 試料	5,480円
	粗骨材軟石量試験	1 試験	1 試料	6,460円
	ロスアンゼルス試験	1 試験	1 試料	7,180円
	重液試験（比重1.95）	1 試験	1 試料	13,800円
	安定性試験	1 試験	1 試料	19,700円
	アルカリ骨材反応性試験（化学法）	1 試験	1 試料	117,000円
	セメントモルタル試験	1 試験	1 試料	5,960円
その他	ホルムアルデヒド放散量試験（デシケータ法）	1 試験	1 試料	9,930円
	木材含水率試験	1 試験	1 試料	870円
	塗料性能試験	1 試験	1 試料	1,490円
共通物性試験	温湿度環境試験	1 試験	24時間	14,620円
	測色試験	1 試験	1 試料	640円
	塩水噴霧試験	1 試験	24時間	4,760円
	摩耗試験	1 試験	1 試料	2,910円
	テーバー式摩耗試験	1 試験	1 試料	9,670円
	ピーエッチ測定試験	1 試験	1 試料	2,130円
	熱膨張測定試験	1 試験	1 試料	4,000円
	熱定数測定試験	1 試験	1 項目	5,980円
	熱定数測定試験（高温）	1 試験	1 項目	11,930円
	粘性率測定試験	1 試験	1 試料	3,010円
	荷重たわみ温度測定試験	1 試験	1 試料	3,230円
	落下衝撃試験	1 試験	1 試料	3,830円

精密測定試験	精密測定試験(並級)	1試験 1試料	1,110円
	精密測定試験(中級)	1試験 1試料	3,030円
	精密測定試験(精級)	1試験 1試料	3,820円
電気計測試験	一般電気特性計測試験	1試験 1試料	1,390円
	静電気試験	1試験 1試料	1,690円
	雑音許容度試験	1試験 1試料	1,710円
	瞬断瞬停試験	1試験 1試料	1,690円
	ファーストランジェント/バーストノイズ試験	1試験 1試料	1,530円
	雷サージ試験	1試験 1試料	1,720円
	E M I (雑音電界強度)試験	1試験 1試料	2,120円
	E M S (放射電磁界イミュニティ)試験	1試験 1試料	2,120円
非破壊試験	エックス線検査(室内)	1試験 1試料	1,940円
	エックス線テレビ検査	1試験 1試料	3,180円
	エックス線フィルム判定	1試験 1試料	300円
	超音波探傷、磁気探傷	1試験 1試料	980円
顕微鏡試験	顕微鏡写真、マクロ写真	1試験 1試料	2,570円
	電子顕微鏡写真	1試験 1試料	4,870円
	画像解析	1試験 1項目	1,590円

2分析の項の表を次のように改める。

項	目	試 験 項 目	単 位	金 額
化学分析	金属材料	定量分析(A)(重量法、滴定法)	1試験 1成分	5,460円
		定量分析(B)(ICP発光分光分析法)	1試験 1成分	3,490円
		定量分析(C)(燃焼-赤外線吸収法)	1分析	3,090円
	繊維	繊維分析	1試験 1成分	1,420円

工業用水 工業排水	一般項目(蒸発残留物、浮遊物、色度、濁度、金属成分等)	1試験 1項目	2,940円	
	特殊項目(上記以外)	1試験 1項目	5,400円	
	その他	定性分析	1試験 1分析	3,390円
		定量分析	1試験 1成分	7,890円
機器分析	E P M A 定性分析	1試料 1項目	19,100円。ただし、2項目以上の場合の1項目を超える分については9,710円	
	蛍光エックス線定性分析(固体)	1分析	6,720円	
	蛍光エックス線定性分析(液体、粉末)	1分析	6,490円	
	蛍光エックス線定量分析	1分析	3,920円	
	ガス、液体クロマトグラフ分析	1試料	11,000円	
	分光光度計分析	1試料	8,440円	
	赤外分光分析	1分析	5,210円	
	示差熱重量分析	1分析	5,790円	
	エックス線回折分析	1分析	5,030円	
食品、飲料分析	ビタミン(高度分析)	1試験 1成分	17,400円	
	ビタミン(中度分析)	1試験 1成分	12,200円	
	一般成分分析	1試験 1成分	3,570円	
	特殊成分分析(高度な前処理、試薬等を要するもの)	1試験 1成分	7,730円	
	重金属分析	1試験 1成分	9,320円	
	添加物分析	1試験 1成分	11,000円	

3 加工の項の表を次のように改める。

項 目	試 験 項 目	単 位	金 額
木材乾燥 機械加工	木材乾燥	1時間	540円
	木工機械加工	30分	1,720円

	刃物研削	30分	1,620円
	プレス接着	30分	1,500円
	N C加工	30分	2,770円
金 属 溶 解	金属溶解	1 時間	4,140円
金 属 熱 処 理	熱処理加工	30分	2,300円
仕 上 加 工	工芸品仕上	30分	1,770円
試 料 加 工	試料加工（顕微鏡試料等）	30分	1,850円
キャッピング加工	キャッピング加工	1 試料	840円
試 料 成 形	試料成形（射出成形）	1 時間	3,990円

4 デザイン、色見本製作、モデル製作及び設計製図(1)デザインの項の表中

41,500円	20,900円	12,200円	6,300円	3,300円	を
35,000円	17,600円	10,300円	5,360円	2,860円	に改める。

4 デザイン、色見本製作、モデル製作及び設計製図(2)色見本製作、モデル製作の項の表中

-	6,300円	3,300円	1,810円	を
-	5,360円	2,830円	1,580円	に改める。

山形県告示第392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営清流さけがわ地区土地改良（中山間地域総合整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良（清流さけがわ地区中山間地域総合整備）事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
新庄市役所
鮭川村役場
戸沢村役場
- 3 縦覧に供する期間
平成16年4月2日から同年5月6日まで
- 4 その他
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営亀岡地区土地改良（土地改良総合整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営亀岡地区土地改良（土地改良総合整備）事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
高島町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成16年3月31日から同年4月28日まで
- 4 その他
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定に係る保安林の所在場所
最上郡真室川町大字川の内字沢内山667 - 1 から667 - 3 まで・667 - 5 ・667 - 6（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
イ 主伐は、択伐による。
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第395号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき西川町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 西川都市計画下水道
 - (2) 名称 西川町公共下水道
- 2 縦覧の場所
土木部都市計画課

山形県告示第396号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた庄内空港緩衝緑地の区域を次のように変更し、平成16年4月1日から供用を開始する。

なお、関係図面は、土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部庄内空港事務所において縦覧に供する。

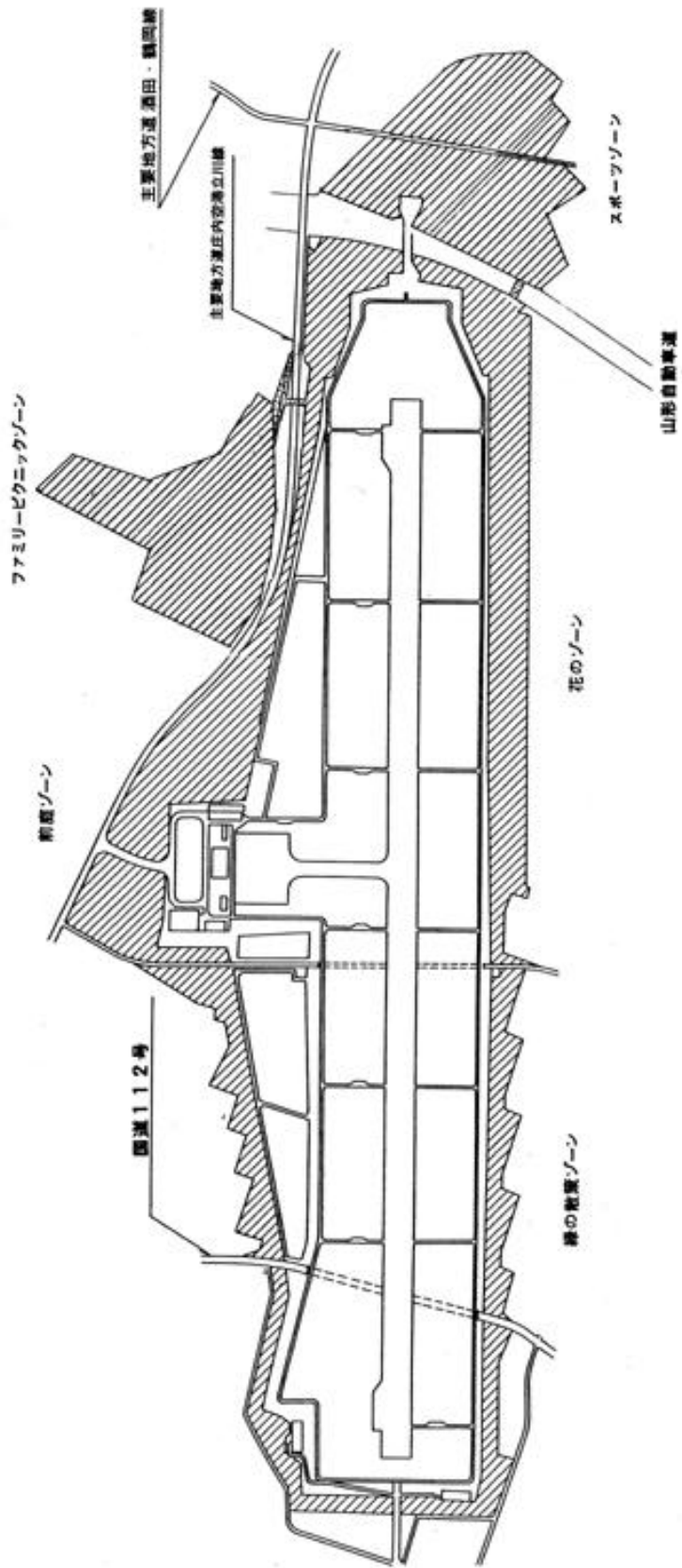
平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

庄内空港緩衝緑地の区域
次の図のとおり

庄内空港緩衝緑地

凡 例	
	追加した都市公園区域
	変更前の都市公園区域



山形県告示第397号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成16年3月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 組合の名称
天童市天童南部土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
天童市長岡北一丁目1番16号
- 3 解散の事由
事業の完成
- 4 解散認可の年月日
平成16年3月30日

山形県告示第398号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成16年3月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 湯野沢寒河江線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡河北町大字岩木字岩木30番1から		旧	11.0メートル	90メートル
同 字馬場217番4まで			8.0	
同	上	新	14.0メートル	同上
			9.0	

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 347号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡河北町大字吉田字吉田733番1から		旧	29.5メートル	1,443メートル
同 字花ノ木2130番1まで			8.0	
同	上	新	37.0メートル	同上
			11.0	

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 中山三郷寒河江線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡朝日町大字古楨字大天67番2から		旧	11.3メートル	43メートル
同 67番2まで			3.5	
同	上	新	13.5メートル	同上
			8.0	

- 4 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 458号
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡大江町大字左沢字弁天財1206番1から		旧	30.4メートル	100メートル
同	1203番10まで		17.3	
同	上	新	32.0メートル	同上
			17.3	

- 5 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 287号
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡河北町谷地字真木119番1から		旧	39.8メートル	41メートル
同	字下野96番1まで		27.8	
同	上	新	35.8メートル	同上
			24.0	

- 6 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 287号
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
寒河江市大字八楸南1408番1から		旧	19.8メートル	31メートル
同	740番5まで		17.7	
同	上	新	同上	同上

山形県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成16年3月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 (1) 路線名 287号
 (2) 供用開始の区間 寒河江市大字八楸南1408番1から
 同 740番5まで
 (3) 供用開始の期日 平成16年3月30日
- 2 (1) 路線名 287号
 (2) 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字真木119番1から
 同 字下野96番1まで
 (3) 供用開始の期日 平成16年3月30日
- 3 (1) 路線名 458号
 (2) 供用開始の区間 西村山郡大江町大字左沢字弁天財1206番1から
 同 1203番10まで
 (3) 供用開始の期日 平成16年3月30日
- 4 (1) 路線名 347号

- (2) 供用開始の区間 西村山郡河北町大字吉田字吉田733番 1 から
同 字花ノ木2130番 1 まで
- (3) 供用開始の期日 平成16年3月30日

山形県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 路 線 名 中山三郷寒河江線
- (2) 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字古楨字大天67番 2 から
同 67番 2 まで
- (3) 供用開始の期日 平成16年3月30日
- 2 (1) 路 線 名 湯野沢寒河江線
- (2) 供用開始の区間 西村山郡河北町大字岩木字岩木30番 1 から
同 字馬場217番 4 まで
- (3) 供用開始の期日 平成16年3月30日

山形県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字川口字古問屋3422番 2 から 同 字鶴田野3194番まで	旧	34.0 メートル 7.4	1,133 ^{メートル}
同 上	新	26.0 メートル 7.4	同 上

山形県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字川口字古問屋3422番 2 から
同 字鶴田野3194番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年3月30日

山形県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年 3月30日から同年 4月12日まで縦覧に供する。

平成16年 3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字釜淵字内膳411番13から
同 字桑台野673番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 3月30日

山形県告示第404号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定により、駐車場と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成16年 3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 協議の内容
平成11年12月県告示第1173号（兼用工作物の管理協定の締結）により公示した兼用工作物の管理の方法の一部変更
- 2 変更する事項
公園施設の位置
（変更前） 新庄市金沢字沖1150番 4 から
同 1133番 2 まで
（変更後） 新庄市金沢字沖1150番 4 から
同 1116番 1 まで
- 3 変更年月日
平成16年 3月16日

山形県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年 3月30日から同年 4月12日まで縦覧に供する。

平成16年 3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 道路の種類 県 道
- (2) 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡川西町大字洲島字大小面7173番 2 から 同 字西原7474番まで	旧	14.8メートル 10.8	メートル 386
同 上	新	16.8メートル 10.8	同 上

- 2 (1) 道路の種類 県 道
- (2) 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東置賜郡川西町大字洲島字西原7476番から 同	字新小屋7490番5まで	旧	14.0メートル と 11.5	180メートル
同	上	新	15.0メートル と 11.5	同上

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 大塚米沢線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東置賜郡川西町大字堀金字坂町2156番から 同	字三枚床285番まで	旧	23.0メートル と 10.0	1,111メートル
同	上	新	26.8メートル と 10.2	同上

山形県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成16年3月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 (1) 路線名 米沢南陽白鷹線
 (2) 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字洲島字大小面7173番2から
 同 字西原7474番まで
 (3) 供用開始の期日 平成16年3月30日
 2 (1) 路線名 米沢南陽白鷹線
 (2) 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字洲島字西原7476番から
 同 字新小屋7490番5まで
 (3) 供用開始の期日 平成16年3月30日
 3 (1) 路線名 大塚米沢線
 (2) 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字堀金字大門1182番2から
 同 字三枚床285番まで
 (3) 供用開始の期日 平成16年3月30日

山形県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成16年3月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 川西小国線
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡小国町大字大石沢字夏渡戸454番 2 から 同 字馬場道上458番 1 まで	旧	32.0 メートル ゝ 6.0	メートル 112
同 上		32.0 メートル ゝ 6.0	メートル 90
同 上	新	32.0 メートル ゝ 6.0	同 上

山形県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年 3月30日から同年 4月12日まで縦覧に供する。

平成16年 3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 寺泉舟場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市大字寺泉字岡ノ台553番から 同 字谷地61番 6 まで	旧	18.5 メートル ゝ 11.5	メートル 194
同 上		18.5 メートル ゝ 10.0	同 上

山形県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年 3月30日から同年 4月12日まで縦覧に供する。

平成16年 3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 寺泉舟場線
- 2 供用開始の区間 長井市大字寺泉字岡ノ台553番から
同 字谷地61番 6 まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 3月30日

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第 3 号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 3月30日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年 4月県企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第40条第 1 項第 3 号口中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第49条中「もつばら」を「専ら」に、「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

別記様式第22号の2中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

山形県企業管理規程第4号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月30日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程(昭和40年6月県企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1(局長専決事項)の項第33項第8号中「及び研究費」を削り、同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 研究費のうち、1件の予定金額が100万円を超えるもの

別表第1(課長共通専決事項)の項第22項第10号中「及び研究費」を削り、同項中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 研究費のうち、1件の予定金額が100万円以内のもの

別表第1(総務課長専決事項)の項第5項第3号中「及びゴルフ場事業」を「、ゴルフ場事業及び公舎(山形県企業局職員住宅管理規程(昭和30年8月県電気事業管理規程第4号。以下「住宅管理規程」という。)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)の管理」に改め、同表(企画調整課長専決事項)の項第2項中「のうち駐車場事業及びゴルフ場事業」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 消耗品費(駐車場事業、ゴルフ場事業及び公舎の管理に係るものに限る。)

(2) 通信運搬費(駐車場事業及びゴルフ場事業に係るものに限る。)

別表第1(企画調整課長専決事項)の項第3項中「山形県企業局職員住宅管理規程(昭和30年8月県電気事業管理規程第4号。以下「住宅管理規程」という。)」を「住宅管理規程」に改める。

別表第2左欄第23項第12号中「事務」を「事務(水質検査業務、水道施設管理業務及び天日乾燥床汚泥処分業務にあつては、1,000万円を超えることとなるものを含む。)」に改め、同項中第18号を第19号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 研究費のうち、1件の予定金額が100万円以内のもの

別表第3第1項中「第23項第18号」を「第23項第12号及び第19号」に改め、同表第2項を次のように改める。

2 支出予算のうち、配当を受けた金額の範囲内で次に掲げる経費に係る支出負担行為をすること。

(1) 委託費のうち1件の予定金額が1,000万円以内の工事に係る調査、設計及び測量並びにその他の事務の委託に係るもの(工事に係る調査、設計及び測量の委託にあつては、設計変更の結果1,000万円を超えることとなるものを含む。)

(2) たな卸資産購入費のうち1件の予定金額が200万円以内の工事原材料(設計変更の結果200万円を超えることとなるものを含む。)に係るもの

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

山形県企業管理規程第5号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月30日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与に関する規程(昭和29年2月県電気事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の195」を「100分の180」に、「100分の193」を「100分の208」に、「100分の175」を「100分の160」に、「100分の173」を「100分の188」に改め、同条第2項中「100分の195」を「100分の180」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の193」とあり、及び」を「100分の208」とあるのは「100分の85」と、」に、「100

分の175」を「100分の160」に、「100分の75」を「100分の65」に、「100分の173」を「100分の188」に、「100分の65」を「100分の75」に改める。

第9条第4号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附則第2項中「平成16年3月31日」を「平成17年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月30日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成16年3月31日」を「平成17年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局職員研修規程を次のように定める。

平成16年3月30日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局職員研修規程

（趣旨）

第1条 この規程は、病院事業局職員（以下「職員」という。）の研修に関し必要な事項を定めるものとする。

（研修の種類及び内容）

第2条 研修の種類及び内容は、次のとおりとする。

種 類	内 容
所 属 研 修	職務の遂行に必要な専門的かつ実務的な知識及び技能を習得させることを目的として、所属において、日常の職務を通じ、又は機会を設けて実施する研修
一 般 研 修	職務の遂行に必要な一般的な知識及び技能並びに職員としての一般的な教養を習得させることを目的とする研修（職員研修所研修を除く。）
一 般 研 修	山形県職員研修規程（平成元年4月県訓令第17号）第6条の一般研修と同等の研修
特 別 研 修	山形県職員研修規程第7条の特別研修と同等の研修
派 遣 研 修	幅広い見識、専門的な知識及び技能等を習得させることを目的として、他の研修機関若しくは医療機関又は海外に派遣して実施する研修
そ の 他	上記の研修のほか、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める研修

（所属長の責務）

第3条 所属長（山形県病院事業局職員の人事に関する手続き規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）第2条第1号に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、職員の自己啓発の助長に十分配慮するとともに、職員に

研修を受ける機会を公平に与えるよう努めなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、常に自己啓発に努めるとともに、研修に積極的に参加し、研修期間中は研修に専念しなければならない。

（研修実施計画）

第5条 管理者は、毎年度研修実施計画を定め、所属長に対し、当該実施計画を通知するものとする。

（職員研修所研修及び特別研修）

第6条 職員研修所研修及び特別研修は、職員研修所長に委託して実施するものとする。

2 職員研修所研修及び特別研修の実施に関し必要な事項は、職員研修所長と協議のうえ、管理者が別に定める。

（修了証書の授与）

第7条 管理者は、病院事業局研修を修了した職員に対し、修了証書を授与するものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新庄市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済総務課並びに新庄市役所において平成16年4月30日まで縦覧に供する。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド新庄店

新庄市五日町字上小月野1400番4外

2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成15年11月14日

3 意見の概要

開店日やセール時等の交通混雑が想定される時には、駐車場への出入口及び適所（特に市道万場町・円満寺線と市道月岡線の交差点）に警備員等を配置し、交通安全に努めること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり住戸専用面積 平方メートル			収入が123,000円以下の者	収入が123,000円を超え153,000円以下の者	収入が153,000円を超え178,000円以下の者	収入が178,000円を超え200,000円以下の者	収入が200,000円を超え238,000円以下の者	収入が238,000円を超え268,000円以下の者		敷金
県営南山形アパート3号	山形市南松原1-9-6	3DK	64.8	1	一般用	23,400	28,400	33,600	38,700	44,700	51,400	3月分の家賃に相当する額	
同 松町アパート2号	同 松町4-12-20	同	64.2	1	同	21,100	25,600	30,200	34,900	40,300	46,100		
同 深町アパート3号	同 深町1-7-27	同	64.2	1	同	22,600	27,500	32,500	37,500	43,300	46,700		
同 きたまちアパート2号	同 松町3-2-12	同	66.5	1	同	25,600	31,000	36,700	42,300	48,900	56,100		
同 あたごアパート	同 小白川町5-27-15	3LDK	71.9	1	同	28,600	34,800	41,100	47,400	54,800	62,900		
同 鷲ヶ袋アパート1号	上山市旭町2-7-1	3DK	54.6	1	同	13,300	16,200	19,100	22,100	25,500	29,300		
同 2号	同 2-7-2	同	55.7	1	同	13,800	16,800	19,800	22,900	26,500	30,400		
同 天童駅西アパート1号	天童市駅西2-2-27	同	61.0	1	同	18,100	22,000	26,000	30,000	34,600	39,800		
同 天童南部アパート2号	同 南町3-18-2	2LDK	70.1	1	特定目的用 (高齢・障害者用)	25,600	31,100	36,700	42,400	49,000	56,200		
同 芦沢アパート	山辺町大字山辺芦沢2084-7	2DK	52.8	1	一般用	11,200	13,600	16,100	18,600	21,500	24,700		単身可
同 中原2号	中山町大字長崎881-2	3DK	69.4	1	同	22,900	27,800	32,800	37,900	43,800	50,300		

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(イ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成16年4月6日から4月13日まで(4月12日(月)は休館日となります)(受付時間 AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成16年4月13日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

5 入居の時期 平成16年6月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積			収入が 123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者	収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者	収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者	収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者			収入が238,000円 を超え268,000円 以下の者
県営左沢アパー ト	西村山郡大江町 大字藤田字藤田 原264 - 3	3DK	平方メートル 59.3	1	一般用	円 13,300	円 16,200	円 19,100	円 22,100	円 25,500	円 29,300		

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別頂症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年4月6日から4月13日まで(4月12日(月)は休館日となります)(受付時間 AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成16年4月13日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 〒990-3580 山形市城南町一丁目16番1号(霞城セントラル22F) 山形県すまい情報センター

5 入居の時期 平成16年6月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年3月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者	収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者	収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者	収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者			収入が238,000円 を超え268,000円 以下の者
県営尾花沢アパ 一ト	尾花沢市新町1 - 9 - 36	3DK	64.2	1	一般用	19,400 円	23,500 円	27,800 円	32,100 円	37,100 円	42,500 円		

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別頂症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年4月6日から4月13日まで(4月12日(月)は休館日となります)(受付時間 AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成16年4月13日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 〒990-3580 山形市城南町一丁目16番1号(霞城セントラル22F) 山形県すまい情報センター

5 入居の時期 平成16年6月1日

平成16年3月30日印刷
平成16年3月30日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056